

院内感染防止対策指針

1 院内感染対策に対する基本的考え方

当院は、患者が安心して安全な医療を受けられる環境を整え、良質な医療を提供することで、地域社会に貢献することを目的としている。

この目的を達成するため、全ての職員が感染防止に留意し、標準予防策を日常的に実践し、院内感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることが重要である。院内感染防止対策を全ての職員が把握し、指針に則った適切な医療の提供ができるよう、本指針を策定する。

2 院内感染管理体制

院内の感染防止対策推進のために、感染対策委員会、感染防止対策チームを設置する。

【感染対策委員会】

院長を中心に、関係各部門責任者を構成員として組織する。毎月1回定期的に会議を行う。緊急時は臨時会議を開催する。次に掲げる院内感染対策を行う。

- ・院内感染の予防と対策と周知
- ・院内感染等の情報収集及び分析
- ・院内感染防止マニュアルの作成と見直し
- ・感染予防に関する院内教育
- ・その他院内感染対策に関する事項

【感染防止対策チーム】

看護局員中心に組織し、院内ラウンドを行うなど、院内の感染リスクの報告及び対策の提案を行う。

3 職員研修

就職時の初期研修1回のほか、全職員を対象に年2回研修会を開催する。また必要に応じて臨時開催する。

研修会の実施内容(開催日時、出席者、研修内容など)について記録する。

研修会に参加できなかった職員のために資料やDVDを保存し、より多くの職員が最新の知見が得られるような環境を整える。

4 感染症発生状況の報告

院内における感染発生状況を定期的に職員へ報告し、情報の共有化を図る。

臨床検査科において微生物学的検査の状況を記した週報を作成し、報告する。

早急な情報伝達が必要な場合は、適宜関係者を招集し、委員会を開催する。

5 院内感染発生時の対応

異常発生時は、その状況を速やかに報告する。

臨時に感染防止委員会を開催し、原因を究明し、改善策を立案・実践する。また、対策を実施するために全職員への周知徹底を図る。

報告が義務付けられている感染症が特定された時は、速やかに保健所へ報告する。

院内のみで対応が困難な場合は、保健所や地域の医療機関と連携して事態の鎮静化を図る。

6 抗菌薬適正使用の推進

抗菌薬適正使用委員会を設置し、薬剤耐性菌の発生・拡大防止のための活動を行う。

7 患者等への情報提供と説明

本指針は、当院ホームページに掲載し、患者又は家族が閲覧できるようにする。

患者・家族等へ疾病の説明とともに、感染防止対策の基本についても説明し、理解を得た上で感染対策に協力を求める。

8 その他院内感染対策の推進

職員は感染対策マニュアルに沿って、手指衛生の徹底や必要に応じた個人防護具の着用リキヤップの禁止など常に感染予防策の遵守に勤める。

職員は自らが院内感染源とならないよう、定期健康診断の受診やワクチン接種など日常の健康管理に留意する。

患者及び見舞い客等の外来者の協力が不可欠であり、職員以外への院内感染対策の啓発活動を積極的に行う。

感染対策に関する地域医療機関との連携強化に努める。

附 則 この指針は、令和5年6月1日から施行する。